

川崎市と特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との包括協定の締結について

平成26年7月15日（火）、川崎市と特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所は、ピープルデザイン（特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所が提唱する、“心のバリアフリー”をクリエイティブに実現する思想や方法）の考え方を活用し、多様な人々が混ざり合い、賑わいのあるダイバーシティ（多様性）のまちづくりを目指し、包括的に連携・協力した取組みを推進するため、協定を締結します。

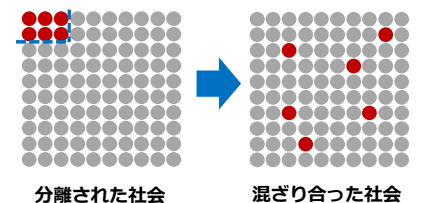
今後、本協定に基づいて、2020年東京オリンピック・パラリンピック
2024年市制100周年を見据えた取組を推進します。



【連携・協力の対象分野】

- (1) 心のバリアフリーの意識の普及啓発
- (2) 多様な人々が自然に混ざりあうまちづくりの推進
- (3) 未来を担う子ども達を中心とした次の世代へ向けた持続可能なまちづくりの推進

マイノリティを分離ではなく自然な混ざり合いを



【主な取組】

1 様々なコンテンツによる多様な人々が混ざりあう取組の実践

映画

- ・パイオニア株式会社と連携し、8月23日（土）ラゾーナ川崎プラザソルで、映画の試写会と、ゲストを招いたトークショー、障害者の就労体験を行います。（別紙参照）



Pioneer

スポーツ

- ・JBF A（日本ブラインドサッカー協会）と連携し、10月5日（日）ラゾーナ川崎ルーファ広場にて、子供たちを対象としたブラインドサッカー体験と、ゲストを招いてのトークショー、ブラインドサッカーのパフォーマンスを行います。
- ・かわさきスポーツパートナーである川崎フロンターレと連携し、10月22日（水）、11月2日（日）（予定）のホームゲームで障害者の就労体験を行います。
また、富士通レッドウェーブ（女子バスケットボールチーム）、富士通フロンティアーズ（アメリカンフットボールチーム）と連携した、就労体験の取組を行います。



KAWASAKI
Frontale

Red Wave

FRONTIERS

2 ものづくりとの連携

- ・ピープルデザインの考え方を活用した製品開発の取組みを行います。

3 心のバリアフリーの意識の普及啓発

- ・職員研修を活用した、市職員への啓発を行います。
- ・講演会等のイベントを通じた、市民への普及啓発を図ります。
- ・学校などを通じた、子ども達への普及啓発を図ります。
- ・地域交流などを通じた、普及啓発の取組を行います。

【特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所について】

■特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所

所在地 : 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目13番11号 co-lab 千駄ヶ谷 4-4

代表者 : 代表理事 須藤信之 (すどうしんじ)

設立日 : 2011年4月4日

設立目的 : 障害者・高齢者・外国人・子どもなど、身体上もしくはコミュニケーションのバリエーションがあり、まちの賑わいに参加しにくい状況・環境を改善する事業を行い、その健全なまちづくり活動を不特定多数の町、市民、地域団体に普及させ、公益の増進に寄与することを目的とする。

■ピープルデザインとは

「心のバリアフリー」をクリエイティブに実現する思想や方法。マイノリティの目線で存在する様々な課題を、クリエイティブに楽しく、スポーツ、エンターテイメント、ファッションといったワクワクするコンテンツを通じて、人の動きを触発するようなきっかけをデザインすること。

お問合せ先

■川崎市総合企画局自治推進部

担当 勝盛 電話 : 044-200-2017

■特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所

担当 中山 電話 : 03-5843-6726

川崎市と特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との連携・協力に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所（以下「乙」という。）は、ピープルデザイン（乙が提唱する心のバリアフリーをクリエイティブに実現する思想や方法）の考え方を活用し、多様な人々が混ざり合い、賑わいのあるダイバーシティ（多様性）のまちづくりを目指し、包括的に連携・協力した取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）心のバリアフリーの意識の普及啓発
- （2）多様な人々が自然に混ざりあうまちづくりの推進
- （3）未来を担う子ども達を中心とした次の世代へ向けた持続可能なまちづくりの推進

2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（覚書等の締結）

第3条 具体的な連携・協力の活動に際しては、必要に応じて覚書等を別に締結するものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲乙いずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年7月15日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市市長 福田紀彦

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目13番11号

co-lab千駄ヶ谷4-4

特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所

代表理事 須藤信之